

第 1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに札幌市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年条例第 11 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく包括外部監査

1.2 外部監査のテーマ

1.2.1 選定したテーマ

清掃事業について

1.2.2 テーマの選定理由

札幌市の清掃事業は、100 年以上の歴史のある札幌市にとって重要な行政サービスである。それだけに、市民の生活に密着した必要不可欠な事業であるが、札幌市においては外部監査の対象となったことが過去に無く、その事業内容について 3E（経済性、効率性及び有効性）の視点から監査対象として選定した。

市町村が行う清掃事業においては、その排出される一般廃棄物の処理責任をその地域の市町村が負うことになっており、その場合に単に経済性や効率性のみを重視して行うことはできないものとされている。一方で清掃事業の費用分析等の開示が求められ、さらに各市町村におけるごみの減量化、資源化の方策は多岐、多様であり、見方を変えると都市間競争が行なわれているともいえる。そのような重要な事業について外部監査の対象として監査を行うことは、市民にとっても有用であると考え、今回のテーマとして選定した。

1.3 外部監査の実施期間

平成 28 年 6 月 2 日から平成 29 年 3 月 1 日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成 27 年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成 28 年度以降の予算等についても言及する。

1.4 外部監査の方法

1.4.1 外部監査の要点

以下の点を中心に監査を行った。

- 1 札幌市の清掃事業について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- 2 札幌市の清掃事業について、他の市町村と比較し、市民に対する行政サービスとして十分かどうか。
- 3 札幌市の清掃事業について、今後の課題として掲げられるものがあるかどうか。

1.4.2 外部監査の範囲

札幌市環境局環境事業部（以下「環境事業部」という。）及び一般財団法人札幌市環境事業公社（以下「環境事業公社」という。）を対象とする。

1.4.3 外部監査の手続

1 関係書類の閲覧及び分析

環境事業部及び環境事業公社が公表している情報及び提出依頼した資料等の分析を行う。

2 関係者への質問

各事務所等での担当者及び関係者へのヒアリングや資料分析した結果について聞き取り調査を行う。

3 現地調査

現地での視察、調査依頼したものの現地確認及び実査を行う。

4 監査により抽出された問題点についての改善策等の検討

各種調査をした内容から問題点を抽出し、改善策などの検討を行う。

5 往査日時

(1) 平成 28 年 7 月 11 日から 7 月 14 日まで

環境事業部（総務課、循環型社会推進課、業務課、事業廃棄物課、施設管理課、施設整備課、処理場管理事務所）

(2) 平成 28 年 8 月 19 日 中央清掃事務所、中央地区リサイクルセンター

(3) 平成 28 年 9 月 6 日 クリーンセンター、山口処理場

(4) 平成 28 年 9 月 8 日 環境事業公社

(5) 平成 28 年 9 月 14 日 白石清掃事務所、白石清掃工場

(6) 平成 28 年 9 月 16 日 南清掃事務所、駒岡清掃工場・破砕工場等

(7) 平成 28 年 9 月 26 日 篠路破砕工場、ごみ資源化工場、リサイクル団地等

(8) 平成 28 年 9 月 29 日 西清掃事務所、発寒清掃工場・破砕工場、リサイクルプラザ
発寒工房

(9) 平成 28 年 9 月 30 日 処理場管理事務所

(10) 平成 28 年 10 月 4 日 豊平清掃事務所

(11) 平成 28 年 10 月 5 日 北清掃事務所、東清掃事務所

(12) 平成 28 年 10 月 17 日 山本処理場

(13) 平成 28 年 11 月 2 日 リサイクルプラザ宮の沢、リユースプラザ、厚別地区リサイクルセンター

(14) 平成 28 年 11 月 16 日から 11 月 25 日まで、平成 29 年 1 月 26 日から 2 月 1 日まで

環境事業部（総務課、循環型社会推進課、業務課、事業廃棄物課、施設管理課、施設整備課、処理場管理事務所）、環境事業公社

その他、必要に応じて適宜、追加往査を実施した。

1.5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

1.5.1 外部監査人

税理士 久保 英樹

1.5.2 外部監査補助者

弁護士 平松 桂樹

税理士・公認会計士 大西 啓二

弁護士 鬼頭 知一

1.6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

1.7 計算単位

本報告書では、特に明記していない限り、計算単位未満の金額、％等は四捨五入で表示している。そのため合計欄の数値と内部の合計額が一致していない場合がある。